七十六条の二第一項中「脱退一時金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」とあるのは「脱退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。以下同じ。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

（当事者等からの情報提供請求等）

第百十四条の六　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

［二～四　略］

［3～7　略］

（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

第百十五条の四　［略］

2　終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における退職等年金分掛金（法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。第百十九条の十において同じ。）に係る法第百条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

第五目　日本国籍を有しない者に対する一時金

（日本国籍を有しない者に対する一時金の決定の請求）

第百十八条の九　法附則第十三条の二第一項の規定による一時金について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合又は連合会に提出しなければならない。この場合において、組合に当該請求書の提出があつたときは、組合は、速やかにこれを連合会に送付するものとする。

一　請求者の氏名、生年月日、国籍及び住所

二　退職当時の所属機関の名称

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨

四　公務障害年金又は令附則第七条の三の三に規定する給付を受ける権利を有したことがない旨

五　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　請求者の生年月日及び国籍を証する書類

二　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該脱退一時金の請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

退一時金（第二号厚生年金被保険者期間（法附則第二十九条の二の規定により第二号厚生年金被保険者期間に合算された第二号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び氏名」と、同項及び同規則第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

（当事者等からの情報提供請求等）

第百十四条の六　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

［二～四　同上］

［3～7　同上］

（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

第百十五条の四　［同上］

2　終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金に係る同条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

［目を加える。］

［条を加える。］